

## 議員提出議案第1号

### 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 改正について

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように定める。

令和2年5月14日提出

提出者	寒川町議会議員	佐藤一夫
賛成者	寒川町議会議員	中川登志男
	同	小泉秀輔
	同	柳下雅子
	同	山薦紀一
	同	佐藤正憲
	同	青木博
	同	山田政博
	同	細川京三
	同	天利薰
	同	横手晃之
	同	杉崎隆之
	同	岸本優
	同	吉田悟朗
	同	柳田遊
	同	黒沢善行
	同	太田真奈美

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済への影響及び町の財政状況に鑑み、議会議員の期末手当の減額措置を講ずるために提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13 令和2年6月に期末手当を支給する場合における期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>附 則（制定附則）</p> <p>～略～</p> <p>（加える）</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>附 則（制定附則）</p> <p>～略～</p> <p><u>13 令和2年6月に期末手当を支給する場合における期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>～略～</p> <p><u>附 則（改正附則）</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>